

京都府指定 NPO 法人ある

2024 年度第 1 回重度訪問介護従業者養成研修の実施要綱

1. 研修の目的

この研修の目的は、重度訪問介護従業者として介護を行うための知識及び経験の習得、障害のある人たちに対する理解を深める事です。

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号。以下「告示」という。）の規定に基づき、重度訪問介護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 研修課程の名称

NPO 法人ある

2024 年度第 1 回重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

2024 年度第 1 回重度訪問介護従業者養成研修追加課程

※ ここでは「研修」と表記しています。

3. 実施主体

NPO 法人あるが主体となり、地域で生活する障害のある人たちの生活を支える介護従事者の養成を目的に事業を実施します。

4. 開講課程

「障害者総合支援法」及び『指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの』（平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 538 号）第 1 条 3 項に基づく、重度訪問介護従業者養成研修の「基礎課程」「追加課程」を開講します。

5. 受講資格

受講資格は特にありません。

6. 開講時期

2024 年 5 月 11 日（土） 午前 10 時 00 分～午後 7 時 00 分（受付 9 時 00 分開始）

2024 年 5 月 12 日（日） 午前 9 時 00 分～午後 8 時 00 分（受付 8 時 30 分開始）

利用者宅での実習は別に定める日 3 時間 の合計 3 日間開講します。

7. 定員

受講定員は 20 名とします。

8. 受講費用

受講費用は 25,000 円です。

- ※ 費用には、講義・演習時に使用する資料などの教材費と消費税が含まれています。
- ※ 演習時の移動にかかる交通費は実費負担願います。
- ※ 受講費用は、受講日当日に現金でお支払いください。
- ※ 開講後の中途解約による返金は、理由の如何を問わず認められません。

9. 研修カリキュラム

科目	項目	時間
1. 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者（児）福祉の背景と動向 ・ 障害者自立支援制度の種類、内容とその役割 ・ 重度訪問介護の制度とサービス ・ 重度訪問介護利用者の障害・疾病・心理・地域生活、社会生活についての理解 ・ 福祉業務従事者としての倫理 ・ 居宅介護においてとるべき基本態度 ・ 利用者の人権 	2 時間
2. コミュニケーションの技術に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについての理解 ・ 意思疎通に著しい困難を有する重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法についての理解 	2 時間
3. 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ※バイタルサインの発見方法を含む ・ 感染症の理解と予防 MRSA、B 型肝炎・疥癬、梅毒等 ・ 医療関係制度の基礎知識 ・ 在宅看護方法の理解 ・ 身体の観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・ 薬の飲ませ方と保管 ・ 特別な処置 吸引、吸入、浣腸、摘便等 	4 時間
4. 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡 ・ 連携と介護職員の役割、安全な食事介護等の方法についての理解 	2 時間
5. 基礎的な介護技術に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ 介護ニーズと基本的対応 ・ 福祉用具の基本知識と活用等についての理解 	1 時間
6. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者とのコミュニケーション方法及びその技術についての理解 	2 時間 30 分
7. 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習②	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の肢体不自由者への介護の際の留意が必要な支援技術についての理解 	2 時間 30 分
8. 外出時の介護技術に関する実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外出時の付き添い方法についての理解 ・ 介護の際に留意が必要な支援技術の習得 ・ 外出時の介護技術についての演習 	2 時間

9. 重度肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	・ 指定重度訪問介護における実習	3 時間
----------------------------	------------------	------

※ 9 に関しては利用者（障害程度区分 5 または 6 である肢体不自由者）の自宅で行ないます。

※ 1～8 の会場は京都府京都市北区上賀茂本山 258 番地 21（NPO あるの事務所）

10. 研修会場

京都府京都市北区上賀茂本山 258 番地 21（NPO あるの事務所）

また、実習については事前調整の上、2024 年 6 月 11 日までの間に利用者宅で実施します。

11. 研修修了の認定方法および修了証の発行について

全科目受講修了が、要件となります。

遅刻・早退をされた場合は認定されませんのでご注意ください。

研修修了者には「修了証」が交付され、前述のように「障害者総合支援法」に基づく、重度訪問介護従業者として業務に携ることが可能となります。

なお、この研修の修了者は、京都府が管理する修了者名簿に記載されることをご了解願います。

12. 参加申し込みの方法について

原則 E メール（quarterback.yui@gmail.com）での申し込みとなります。

受講に関する詳細等は、E メールでやりとりさせていただき予定です。

件名に「重訪研修受講希望」と明記し、以下の事項を記入の上、quarterback.yui@gmail.com までお申し込みください。

- ① 氏名（ふりがな）
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 自宅住所
- ⑤ 連絡のつく電話番号
- ⑥ F A X 番号(あれば)
- ⑦ Eメールアドレス
(携帯アドレスの場合、研修期間中はパソコンからの受信を可能な状態に設定願います)
- ⑧ 所属事業所名、もしくは学校&学科名・学年

なお、受講は原則、先着順とさせていただきます。

研修内容などの相談などは、E メールまたは担当者まで電話でお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

電話でお問い合わせいただく場合は、10 時～18 時（月～金）でお願いいたします。

なお、会議などで不在の場合、すぐには電話に出られない場合もございますのでご了承ください。

《お問い合わせ先》

特定非営利活動法人ある（研修担当：長谷川 唯）
〒603-8047 京都府京都市北区上賀茂本山 258 番地 21
お問い合わせの際は、以下にお願いします。

担当者直通：090-5253-7902（長谷川 唯）
PC メールアドレス：quarterback.yui@gmail.com